



2021年5月10日

各位

会社名 株式会社NSD  
代表者名 代表取締役社長 今城 義和  
(コード番号 9759 東証第一部)  
問合せ先 執行役員  
コーポレートセクレタリー部長 八木 清公  
電話 (TEL 03-3257-1250)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年6月24日開催予定の第52回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的等

##### (1) 本制度導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に導入します。

##### (2) 本制度導入条件

本制度では、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることが条件となります。なお、2014年6月26日開催の第45回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の総額は年額420百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度にかかる報酬枠を現在の報酬枠の範囲内で設定することについて、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または自己株式の処分を受けることとなります。

本制度に基づき、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は、年額60百万円以内とし、本制度により当社が発行または処分する当社普通株式の総数は年4万株以内とします（なお、当社の普通株式について株式分割または株式併合等、譲渡制限付株式として発行または処分される株式の総数の調整が必要となる事由が生じたときは、当該総数を合理的な方法で調整します。）。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により発行または処分される譲渡制限付株式の払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で取締役会において決定します。

本制度の導入目的を実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役、執行役員またはこれに準じる者のいずれの地位からも退任または退職するまでの期間とします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で次の事項を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、交付を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分が禁止されること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

なお、本株主総会において当該議案が承認可決されることを条件として、対象取締役のほか、当社の執行役員及びこれに準じる者に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以 上